



CLUB CABU News No.2853

2011.11.9

<http://www.tse.or.jp/>



=====
【本日の目次】

- 1.市場トピックス
 - ◆上場廃止に係る猶予期間の確定のお知らせ
- 2.市況情報
 - ◆本日の株価指標等
 - ◆ランキング情報
 - ◆前・後場概況
- 3.証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の3を抜粋しております。

=====
3.証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No48

グローバル化への対応について(その2)

証券取引等監視委員会事務局総務課長 寺田達史

前回以降、市場・取引のグローバル化に対する当委員会の対応について述べることとし、今回は、先般、9月15日に発表した、我が国証券市場における(株)日本航空株式に係る不適切な取引について、香港の証券先物委員会(以下、「香港SFC」)が在香港投資運用会社及びその最高運用責任者に対して行った処分について説明させていただいた。

すなわち、当該案件は、当委員会が基本方針に掲げる、我が国市場を巡るクロスボーダー取引における不公正取引に対して、監視活動を強化する一環の中で、香港SFCと当委員会との緊密な協力の結果処分に至ったものであり、当委員会としては、今回の香港SFCの処分について高く評価するとともに、今後とも行為者の居住地にかかわらず、我が国証券市場を舞台とする不公正取引に対して厳正に対応し、市場の信頼を高めていくため、海外当局との緊密な連携強化に努めていく所存である。

さて、こうしたクロスボーダー取引に係る海外当局との連携による摘発は、今回が初めてではなく、当委員会は、以前から、行為者の居住地にかかわらず監視活動を行っているところである。

これまでに、海外当局との連携による摘発は、(1)海外当局による摘発事例が今般の香港当局との連携事例を含めて4件、(2)当委員会による摘発事例が1件である。

(1) 海外当局による摘発事例

今回の香港当局との連携事案と同様に、当方との連携による情報提供等により、行為者の居住地の監視当局が処分を行ったものである。

a)シンガポール政府投資公社の従業員による我が国証券市場におけるインサイダー取引に対して、同国通貨監督庁が行った処分(平成16年10月21日発表)

- ・本件は、シンガポール政府投資公社(Government of Singapore Investment Corporation、以下「GIC」という。)の従業員が日本の証券市場においてインサイダー取引を行ったことが判明したため、同国証券先物法違反として、シンガポール通貨監督庁(Monetary Authority of Singapore、以下「MAS」という。)が、当該従業員に対して民事制裁金(Civil Penalty)を課したものである。
- ・具体的には、(株)三井住友フィナンシャルグループ(以下「SMFG」という。)は、平成15年2月17日の立会取引開始前に、同社が3000億円以上の規模で優先株式を発行することを公表した。GICの従業員3名は当該情報を公表前に入手し、同月13日、当該情報を利用し、GICが保有するSMFG株式の売付け等を行い、当該情報が公表された後のSMFG株式の価格下落による損失(約71万シンガポール・ドル)を回避した。当該損失回避による利得は、当該従業員ではなく、GICに帰属していたものである。
- ・これに対して、MASは証券先物法第219条のインサイダー取引条項により、当該従業員3名に対し、各々40万、24万、7.5万シンガポール・ドルの民事制裁金を課した(氏名も公表されている)。また、MASが調査した限り、GIC自体の証券先物法違反の事実は認められなかったが、GICは自発的に約71万シンガポール・ドル(上記3名による利得相当額)をMASに提供した。

b)英国ヘッジファンドによる我が国市場における不正取引に対して、英国金融サービス機構が行った処分(平成18年8月2日公表)

- ・本件は、英国ヘッジファンドのGLG Partners LP(以下「GLG」という。)及びGLGの元役員(以下「当該元役員」という。)が日本の証券市場において行った不正取引に関し、当該行為が英国金融サービス市場法に規定する市場における不正行為に該当し、英国認可業者に係る業務原則等に違反することが判明したとして、英国金融サービス機構(The UK Financial Services Authority、以下「英国 FSA」という。)が、GLG及び当該元役員に対して制裁金(Financial Penalty)を課したものである。
- ・具体的には、(株)三井住友フィナンシャルグループ(以下「SMFG」という。)は、平成15年2月17日の立会取引開始前に、同社が3000億円以上の規模で優先株式を発行することを公表したが、GLGの当該元役員は上記情報を事前に入手し、同月12日から14日にかけて、上記情報を利用して、SMFG株式の売付けを行い、利得を得たものである。
- ・これに対して、英国FSAは、GLG及び当該元役員の行為が、英国法令に違反するとして、GLG、当該元役員に対し、各々75万ポンドの民事制裁金を課したものである。

c)クレディ・スイス(香港)リミテッド従業員による我が国市場における不正取引に対して、香港の証券先物委員会が行った処分(平成18年12月13日公表)

- ・本件は、クレディ・スイス(香港)リミテッドのトレーダー(以下「当該トレーダー」という。氏名も公表。)が日本の証券市場において行った取引に関し、当該行為が行動規範(the Code of Conduct)に照らして不適切である等として、香港の証券先物委員会(The Securities and Futures Commission、以下「香港 SFC」という。)が、当該トレーダーに対して香港法令上の懲戒処分を課した(Discipline)ものである。
- ・具体的には、住友軽金属工業(株)(以下「SLM」という。)は、平成15年12月2日の立会取引終了後に、同社が新株予約権付社債を発行することを公表したが、当該トレーダーは上記情報を事前に入手し、同情報が公表される前に、SLM株式の売付けを行ったものである。
- ・これに対して、香港SFCは、当該トレーダーの行為が不適切であり、他人の適格性に問題があるとして、当該トレーダーに対し、平成18年12月13日から平成19年4月12日までの職務停止処分としたものである。

(2) 当委員会による摘発事例

我が国の行為者が、我が国市場で行った不公正取引について、そのクロスボーダー取引の手口等に関して、海外のビークルを悪用するケースがある。こうした場合、海外当局との連携が摘発に際して不可欠となる。

そうした、クロスボーダーに係る海外当局との連携により当委員会による摘発に結びついた事例としては、ジェイ・ブリッジ(株)株式の内部者取引犯則嫌疑事件がある。

具体的には、当委員会は、シンガポール通貨監督庁(MAS)からの協力を得て調査を行い、ジェイ・ブリッジ(株)の取締役会長がシンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、ジェイ・ブリッジ(株)株式に関する内部者取引を行ったことにつき、平成21年4月27日、東京地方検察庁に告発し、同年12月10日、東京地方裁判所は、被告人に懲役3年(執行猶予5年)、罰金200万円、追徴金約3750万円等の判決を言い渡し、同判決は確定したところである。

さて、今般の我が国証券市場における(株)日本航空株式に係る不適切な取引について、香港SFCが在香港投資運用会社及びその最高運用責任者に対して行った処分を含めて、海外当局との連携とは、どのようなものであろうか。

皆様ご存知のように、国家公務員には守秘義務があり、我々の検査・調査で得られた情報は保秘が義務付けられているところ、どのように、海外当局には提供が可能となっているのであろうか。

今回は、そうした、今回の事案等を支える、いわばバックグラウンドとしての国際協力の枠組み等について述べることにしたい。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・筆者紹介 寺田達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■ 証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■ 証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>